



2025年5月27日

各位

会社名 松本油脂製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村直樹
(コード 4365)
問合せ先 管理本部 副本部長 平野 憲弘
TEL 072-991-1001

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の当社第87回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、条数の変更、条文の新設、条文・字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月26日(木) (予定)

定款変更の効力発生日 2025年6月26日(木) (予定)

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>[目 的]</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. ～10. (条文省略)</p> <p>[機関の設置]</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. ～4. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>[目 的]</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(10) (現行どおり)</p> <p>[機関の設置]</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(4) (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>[单元未満株式の権利制限]</p> <p>第 11 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. ～4. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>[单元未満株式の権利制限]</p> <p>第 11 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(4) (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第三章 株 主 総 会</p> <p>[決議の方法]</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第三章 株 主 総 会</p> <p>[決議の方法]</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p style="padding-left: 4em;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>[取締役会の招集通知]</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>[取締役会の決議の省略]</p> <p>第 24 条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 25 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>[選任の方法]</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>[任 期]</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</p>	<p>[取締役会の決議の省略]</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 26 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>[選任の方法]</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>[任 期]</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。<u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超え</u> <u>ることができないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 33 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>第六章 計 算</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>[剰余金の配当]</p> <p>第 37 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日 <u>の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>[配当金の除斥期間]</p> <p>第 38 条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から 3 年経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>[<u>監査役会の招集通知</u>]</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第 35 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第六章 計 算</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>[<u>剰余金の配当の基準日</u>]</p> <p>第 39 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日 <u>を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>[配当金の除斥期間]</p> <p>第 40 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から 3 年経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>